

生活破壊の
トリプル削減

基本給、一時金、住宅手当 (平均1000円) (年間0.35月) (持ち家分)

平均年収15.4万円もの大幅削減を勧告!



非正規の改善、定年延長、 時間外手当改善を打ち出す

人事院は、8月11日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等の勧告を行いました。

主な内容は、①官民較差を0.22% (平均863円)として、俸給表を切り下げ4月に遡って適用する、②一時金を0.35月(期末0.25月・勤勉0.1月)の過去最高幅の削減、③住居手当(持家部分)の廃止を強行するなど、年間平均で15.4万円もの大幅削減を強いる不当勧告です。

今回の大幅削減は、この11年間で公務員の平均年間給与が58.3万円も引き下げられている上に、さらに生活改善を強いるものであり、労働基本権の代償性を放棄するものではないかと懸念する。また、09春闘での民間賃上げは、経団連調査でも(大手)5758円、(1・81%、中小)3486円、(1・38%)など、引き上げ傾向であり、国家公務員の定昇率1.06% (09年1月)を考慮して

も公民格差は微増となるべきであり、基本給削減は意図的なものと言わざるを得ません。

県本部は、この間、雇用、最低賃金の改善をはじめ公務員賃金改善を求める署名や7・23中央行動など、国民共同の運動を展開してきました。職場・地域の声を無視し、景気悪化と民間賃金削減を強いる勧告に、強い怒りを持って抗議するものです。

県本部は、10月に予定

される県人事委員会勧告に向け、不当な削減に反対し、内需拡大につながる賃金改善の施策を強く求め、引き続き奮闘するものです。

非正規の改善、定年延長、時間外手当の改善を

一方、職場の要求を背景に、以下の改善を打ち出しました。

(1)非正規の改善では、08勧告で出した「非常勤職員の給与指針」の推進

を各府省に要請し、忌引休暇等の範囲の拡大をすすめるとしていきます。しかし、「指針」は、均等待遇原則からみれば不十分な水準であり、賃金水準、経験加算、休暇など抜本的な改善が必要です。

(2)定年制の延長にむけ検討することを表明しました。しかし、制度設計にあたり、60歳以前からの賃金水準の切り下げが検討されており、今後の課題となつていきます。

(3)時間外手当の労基法改定に合わせ、月60時間を超える部分(又は超過分を代替休

09 人事院勧告の概要

1、給料改定

- 官民格差 △0.22% (平均863円)
- 給料表を平均△0.2%(1級~3級の一部は削減ナ)。「減給補償」受給者も0.24%の減額に。

2、一時金(ボーナス) 0.35月削減(12月は△0.15月)、年間4.15月(期末2.75月、勤勉1.40月)に改定。

3、住宅手当 「持ち家部分」を廃止。

4、超過勤務手当の支給割合等

月60時間(日曜等を除く)を超える場合の超過勤務手当支給割合を、「150/100」に引き上げる。また、60時間以上の超勤手当相当を「代替休」に指定できる。

5、改定の実施等について

- 給料改定は、本年4月からの較差を解消するため、12月の期末手当より、調整率(本俸の△0.24%)で削減調整。
- 超過勤務手当は平成22年4月、その他は公布日の属する月の翌月の初日から実施。

6、非常勤職員の改善

引き続き関係府省に要請する。忌引き休暇等の対象範囲拡大なども進める。日々雇用の非常勤職員は、任用・勤務形態見直しを、本年度内を目途に検討を進める。

7、定年の延長について

平成25年度からの年金支給開始年齢引き上げに合わせ、定年年齢を段階的に65歳まで延長する法改正を検討。22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行う。

8、育児休業法の改正に関する意見の申出

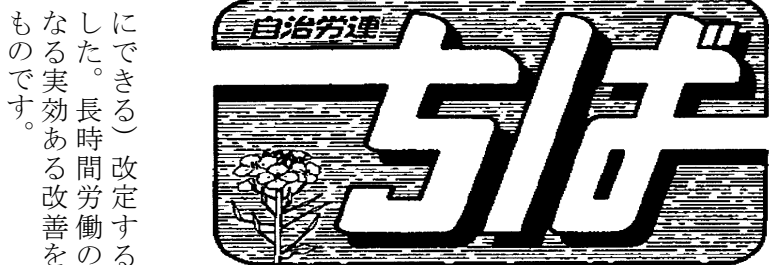
配偶者が育児休業をしている職員も育休取得を可能に。

住宅手当(持ち家)廃止は、認められない!

人事院は「財形持家個人融資の利用者の減少」により必要性が低下したとして住宅(持ち家)分の廃止を打ち出しました。

これは、住宅手当(持ち家部分)が、政府の「住宅の持家政策」を後押ししてきた役割や、受給者の生活実態を無視する不当なものです。また、国には広域異動があるため、特別手当の支給や職員官舎等が一定整備されており、国公の自宅居住者率が41.8%に対し、千葉県職は72.5%と大きく違います。

地域に根ざして仕事をする自治体職員のあり方を考えれば、自治体では「持ち家」手当の存続が強く求められるものであり、廃止に強く反対するものです。



第467号 2009年8月11日 国人勧特集号

発行:自治労連千葉県本部
千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター内
TEL 043-227-9393 FAX 043-227-6060
メール chiba@jichiroren.jp

責任者:長平 弘 編集長:小林 順一

にできる)改定するとしました。長時間労働の解消となる実効ある改善を求めるものです。